

土別市過疎地域持続的発展市町村計画（変更計画）の概要について

1 本市過疎計画の策定経過

昭和45年にはじめて、人口の過度な減少を防止するとともに地域社会の基盤を強化し、住民福祉の向上と地域格差の是正に寄与することを目的として、「過疎地域対策緊急措置法」が制定され、全国の多くの地域において過疎地域振興の取り組みが開始されました。その後、本市においても、昭和55年に過疎地域の指定を受けて以来、現在まで各過疎法に基づく過疎計画を策定し、過疎対策を進めてきました。現行法に基づく過疎計画は、令和3年度に策定しています。

- (1) 昭和55年度～平成元年度 過疎地域振興計画（過疎地域振興特別措置法）
- (2) 平成2年度～平成11年度 過疎地域活性化計画（過疎地域活性化特別措置法）
- (3) 平成12年度～令和2年度 過疎地域自立促進計画（過疎地域自立促進特別措置法）
- (4) 令和3年度～令和12年度 過疎地域持続的発展市町村計画
(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法)

2 過疎地域の指定

過疎地域の要件は、市町村の「人口」及び「財政力」となっており、本市は昭和55年以降、要件を満たす「過疎地域」として、継続的に指定されています。

3 過疎法の目的及び持続的発展に向けた対策

(1) 過疎法の目的

過疎地域の持続的発展を支援し、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土形成に寄与すること

(2) 過疎地域の持続的発展のための対策の項目

- ① 移住及び定住並びに地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成等
- ② 企業立地の促進や中小企業の振興、産業基盤の整備や農林漁業経営の近代化、観光振興等による産業の振興と安定的な雇用機会の拡充
- ③ 地域における情報化の促進
- ④ 道路その他の交通施設等の整備や交通手段の確保及び向上
- ⑤ 生活環境の整備、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、

医療の確保、教育の振興による住民福祉等の向上

- ⑥ 基幹集落の整備及び適正規模集落の育成
- ⑦ 地域における文化の振興、再生可能エネルギーの利用推進

4 過疎法による支援措置

市町村における過疎計画の策定に基づき、過疎対策事業債による地方債措置、国税の特例・地方税の減収補填措置などの優遇措置等が実施されます。

○参考資料 過疎対策事業債対象事業について

産業振興施設等	○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 ○産業の振興を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港開連道 ○漁港、港湾施設 ○地場産業の振興に資する施設 ○中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場、事務所 ○観光、レクリエーションに関する施設 ○産業の振興を図るために必要な市町村が管理する都道府県道 ○林業用作業路 ○農林漁業の経営の近代化のための施設 ○商店街振興のために必要な共同利用施設	厚生施設等	○下水処理のための施設 ○一般廃棄物処理のための施設 ○火葬場 ○消防施設 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るために施設 ○保育所及び児童館 ○認定こども園 ○障害者又は障害児の福祉の増進を図るために施設 ○診療施設 ○簡易水道施設 ○市町村保健センター、母子健康包括支援センター
	○交通の確保を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港開連道 ○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両 ○電気通信に関する施設 ○交通の確保を図るために必要な市町村が管理する都道府県道 ○住民の交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○除雪機械		○公民館その他の集会施設 ○公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 ○市町村立の専修学校、各種学校 ○図書館 ○地域文化の振興等を図るために施設 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食施設・設備 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教職員住宅
○集落再編整備 ○自然エネルギーを利用するための施設		○地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るために特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業（基金の積立てを含む）	
過疎地域自立促進特別事業（いわゆるソフト対策事業）			

5 過疎計画の構成

- (1) 基本的な事項（市町村概要、人口推移、財政状況など）
- (2) 地域の持続的発展の基本方針
- (3) 地域の持続的発展のための基本目標（基本目標の評価に関する事項含む）
- (4) 計画期間 R8.4.1～R13.3.31（5年間）
- (5) 公共施設マネジメント計画との整合
- (6) 各分野毎の計画 現況と問題点、対策、事業実施計画 ほか

6 令和8年度からの過疎計画のポイント

- (1) 計画（変更計画）の策定にあたって

本市では、令和3年度に「士別市過疎地域持続的発展市町村計画」を策定し、これまで過疎対策を進めてきましたが、令和8年度から施行となる「第2次士別市まちづくり

総合計画」をはじめ、各分野における計画や近年の国及び道における政策改定などとの整合を図るため、今般、過疎計画の変更を行うものです。

（2）地域の持続的発展の基本方針

「第2期士別市まちづくり総合計画」に掲げる基本理念、「「地域力」で進める 幸福なまちづくり」を過疎計画の基本理念とし、あわせて総合計画5つの基本目標に関する35の施策と総合戦略プロジェクトを推進していくことを、過疎計画の基本方針とします。

（3）地域の持続的発展のための基本目標

基本目標	項目	目標の内容	目標年度
1	定住人口	14,100人の達成	令和12(2030)年度
2	交流人口	536,000人/年の達成	令和12(2030)年度
3（1）	関係人口	45,000人/年の達成	令和12(2030)年度
3（2）	関係人口	600人（ふるさと住民数）の達成	令和12(2030)年度